

## ヒアリングさせていただきたい事項（新井教授）

- 信託は、今後どのような分野において活用されることが期待されますか（信託に対するニーズ）。
  - 高齢者等の将来の生計を維持するために一定の財産を信託するといった、いわゆる福祉型の信託について、今後、高齢化社会が進む中でニーズの増加が予想されており、その担い手を弁護士やNPO 法人等にも拡大すべき、との指摘があります。いわゆる福祉型の信託とはどのような信託だと考えますか。
  - 福祉型の信託以外にどのようなニーズが考えられますか。
  
- 今後信託の活用が期待されている分野において、信託だからこそ果たしうる機能はどのような機能ですか。
  - 信託を用いることによる利点はどのようなものですか。
  - 受託者にはどのような役割が求められていますか。
  - どのような主体が受託者となることが期待されますか。
  
- 今後信託の活用が期待されている分野において、信託を用いる場合、どのような法的な問題が考えられますか。
  - 既存の他の制度の関係、例えば成年後見制度と信託の関係をどのように考えますか。
  
- 今後、信託の活用が期待されている分野において信託の活用を進めるためにはどのような対応が必要になると考えられますか。
  - 信託業法上の対応、例えば一般の信託業と異なる規律（参入規制・行為規制・監督）を設ける必要があると考えますか。仮に、異なる規律を設ける場合、どのような規律が必要と考えますか。
  - 信託業法以外においてどのような対応が必要になると考えますか。

## ヒアリングさせていただきたい事項（弁護士会）

### 1. 後見制度について

- 成年後見制度、任意後見制度とはどのような制度ですか（制度の概要、手続、利用実態、担い手、問題点として指摘されている事項など）。
- 高齢化社会が進む中、高齢者等の財産管理等のために信託を用いるニーズも指摘されているところですが、後見制度と信託制度はどのような関係にあると考えますか（成年後見と信託の比較、役割分担等）

### 2. 信託業の担い手

- いわゆる福祉型の信託に対するニーズとして実務上どのようなニーズを感じていますか。また信託利用によって解決を図る必要があるニーズとしてどのようなものと考えていますか。
- 福祉型の信託の担い手として弁護士がどのような役割を担うことを想定していますか。
  - どのような種類の信託をどのような形態で受託することを考えていますか（ビジネスモデル）。
  - 現行の信託業法上の認められている株式会社を設立して福祉型の信託を受託することは難しいですか。それはなぜですか。
  - 既存の信託業の担い手と共同で受託することや、信託監督人等として関与することについてはどのように考えますか。
- 弁護士やNPO等が福祉型の信託の担い手になる場合、これらの担い手に対しては、いかなる規律が適用されるべきと考えていますか。
  - 参入規制（組織形態、人的構成、財産基盤等の要件）、行為規制（受託者としての義務）、監督についてそれぞれどのように考えますか。
  - 福祉型の信託の受託と一般の信託業（管理型信託業、いわゆる運用型信託業）の違いは何ですか。どのように区別できると考えますか。
- 弁護士自治とはどのようなものですか（概要、懲戒制度）

## ヒアリングさせていただきたい事項（朝日信託）

- 高齢者等の将来の生計を維持するために一定の財産を信託するといった、いわゆる福祉型の信託について、今後、高齢化社会が進む中でニーズの増加が予想されており、その担い手を弁護士やNPO法人等にも拡大すべき、との指摘があります。  
福祉型の信託とはどのような信託だと考えますか。また、福祉型の信託に該当すると考えられる信託としてどのような信託を受託し、または受託しようと考えていますか。
- 福祉型の信託の引受けを業として行う場合、どのような事項が問題となりえますか。貴社はどのように対処し、または対処しようとしていますか。
- 今後の福祉型の信託を取り巻く経営環境についてどのように考えますか。
- 福祉型の信託の担い手には何が求められていると考えますか。